

役員退職金規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠人会（以下「法人」という。）の常勤の理事および常勤の監事（以下「役員」という。）の退職金の支給基準について定める。

(目的)

第2条 役員退職金は、在任中の功労に報いるために支給するものである。

(適用範囲)

第3条 この規程でいう役員とは、法人に勤務する常勤の理事および常勤の監事をいう。ここでいう常勤とは常勤職員と同じくまたは常勤職員として勤務している役員のことを指す。

(退任の定義)

第4条 この規程で退任とは理事または監事の地位を離れることを言う。
2. 理事が退任後直ちに監事に就任する場合であっても、この規程の適用上は退任とする。

(算定額)

第5条 役員退職金は、この規程に基づき理事会が決定した額とする。

(基準額の算出)

第6条 退職金の基準額は、役員退職金基準額（別表1）に役員在任月数および役位別倍率を乗じた額とする。

(在任年数)

第7条 役位別在任月数は、その役位への就任の月から起算し、退任の月までとする。在任月数において、1月未満は切り捨てる。
2. 役員が在任中に死亡し、またはやむを得ない事由により退任したときは、残任期間を在任期間に加算することができる。

(役位別係数)

第8条 第6条において「役位別係数」は次のとおりとする。

理事長 2.5

理事 2.0

監事 1.0

2. 社会医療法人生長会の役員として就任していた期間における役位別係数は、2分の1とする。

(特別功労金)

第9条 退任役員のうち、在任中時に特に功労のあった役員に対しては、理事会の決議により、特別功労加算を支給することができる。ただし、加算金額は基準額の50%を超えない範囲とする。

(退職金の不支給・減額)

第10条 次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。但し、事情により算出した退職金の支給額を減額することができる。

(1) 法令違反、重大なる過失または故意による行為で法人に著しい損害を与え退職をしたとき。

(2) 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。

(3) 定款の規定に基づき、役員を解任されたとき。

(4) 退職後、または支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。

2. 退職金の支給後1年以内に前項に規定する事由が発見された場合は、支給した退職金の返還を求めることができる。

(支給時期)

第11条 役員退職金は、業務の引き継ぎを完全に終了させた後、2ヶ月以内に一時金として支給する。

(使用人兼務役員の取扱い)

第12条 この規程により支給する退職金には、使用人兼務役員に対し職員として支給する退職金は含まないものとする。ここでいう使用人兼務役員とは法人税法（昭和40年法律第34号）第34条第6項に規定する使用人としての職務を有する役員を指す。

(死亡のときの取り扱い)

第13条 役員が死亡したときは、退職金はその遺族に対して支給する。

2. 遺族は、配偶者を第1順位とし、配偶者がいない場合は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。

(生命保険契約の締結)

第14条 法人は、退職金の資金を確保するため、生命保険会社と役員を被保険者とする生命保険契約を締結することができる。

2. 生命保険契約の保険料は、法人が全額支払う。

3. 役員が退職した時は、本人の意見を聞いた上、退職金の全部または一部として保険契約上の名義を退職役員に変更のうえ、保険証券を交付することができる。この場合、保険契約の評価額は、解約返戻金相当額とする。

(非常勤役員の取り扱い)

第15条 非常勤の役員については、在任中の功労および在任年数等を総合的に考慮し、その都度理事会において個別に決定する。ここでいう非常勤とは常勤以外の役員のことを指す。

(相談役・顧問)

第16条 この規程は、退任した役員を相談役または顧問として委嘱し、理事会で決定する報酬を支給することを妨げるものではない。

(規程の改廃)

第17条 この規程を改訂または廃止する場合は、評議員会の決議によらなければならない。

(付則) この規程は、2021年7月1日から施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

別表 1

役員退職金基準額

		担当職務	基準月額(千円)
役員	理事	理事長	100
		特別養護老人ホームの施設長	30
		介護老人保健施設の施設長	30
		上記以外	30
	監事	20	

担当職務の区分

特別養護老人ホーム：ベルファミリア、ベルライブ、ベルアルプ

介護老人保健施設：サンガーデン府中、ベルアルト